

第5回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 3年 5月 7日 (金) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番	白 石 淳 一	2番	星 野 芳 寿
3番	遠 西 美 子	4番	石 井 武 久
5番	遠 藤 由理子	6番	宮 下 庄 吉
7番	高 井 武 男	8番	生 方 芳 光
9番	菫 原 正 道	10番	中 村 順 子
11番	金 井 繁 行	12番	星 野 博 一
13番	井 上 正 文 (会長)	14番	牛 口 長 明
15番	小 林 由喜子		

・欠席
なし

・遅刻
なし

・早退
なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	大 竹 光
事務局次長兼農地係長	大 橋 真 実
副主幹	真 庭 弘 明
副主幹	佐 藤 エリカ

事務局長	<p>1. 開会前 午後1時30分</p> <p>開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。 在任委員15名中、現在の出席委員は15名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。 それでは、井上会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。</p>
議長 (井上会長)	<p>2. 開会及び会長あいさつ 午後1時31分</p>
議長	<p>3. 議事録署名委員の指名について 午後1時32分</p> <p>最初に議事録署名人の指名を行います。 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、10番中村順子委員、11番金井繁行委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>4. 諸般の報告 午後1時33分</p> <p>議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。 事務局より順次、報告をお願いします</p>
事務局員	<p>下記について報告</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)農地法第3条の3の規定による届出について (2)農地の合意解約について (3)制限除外の農地移動について (4)農地に該当しないことの証明願について (5)形質変更届について
議長	<p>これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。</p>
議長	<p>5. 付議事件 午後1時39分</p> <p>議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。</p>
議長	<p>議案説明 8件</p>
議長	<p>説明が終わりました。審議に入ります。 ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
7番	<p>まず1番</p>
7番	<p>続きまして2番</p>
7番	<p>2番に関して、使用貸借期間が満了になるとのことだが、期間は何年ですか。</p>

事務局員

はい
10年になります。

続きまして3番

続きまして4番

続きまして5番

続きまして6番と7番と8番、関連がありますので一括で

2番

6番に関して、現地調査の立ち合いに行きました。
この土地が、現況栗林になっていますが、この地区に猿が出没しており、耕作放棄に近い状況になっており、このような施設で管理していただけるのはありがたいと、土地改良区の役員の方々も話しておりました。
残された栗の木も撤去していただけるとのことですので、併せて報告します。

ご意見等あればお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。
議案第24号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明3件

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

続きまして2番

続きまして4番

ご意見等あればお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。
議案第25号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第25号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明16件

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

続きまして2番

続きまして3番

続きまして4番

続きまして6番

続きまして7番

続きまして8番

続きまして9番

続きまして10番

続きまして11番

続きまして12番

続きまして13番

続きまして14番

続きまして15番

続きまして16番

続きまして17番

ご意見等あればお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第26号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第27号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明4件

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

なお、各案件の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第5条第1項の規定による許可申請が許可された場合に許可となります。

ここで、提出された3番の案件については、11番委員、4番の案件については2番委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いします。

11番

現地調査した結果、現状は耕作放棄地となっておりますので、太陽光発電で有効に活用していただければ、適正な申請と思います。

2番

先ほども申し上げましたが、現地調査の立ち合いに行きました。

この土地が、現況栗林になっていますが、この地区には猿が出没しており、耕作放棄に近い状況になっており、このような施設で管理していただけるのはありがたいと、土地改良区の役員の方々も話しておりましたので、適正ではないかと思えます。

議長

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

続きまして2番

続きまして3番

続きまして4番

ご意見等あればお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第27号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第27号「営農型太陽光発電に係る農地法第5条第1項及び農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第28号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明1件

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第28号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第28号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

審議終了

午後2時58分

6. 協議事項

- (1) あっせん委員について
- (2) 令和3年度推進委員の担当地区における活動目標の設定について
- (3) 令和2年度の点検・評価と令和3年度目標・活動計画について
- (4) その他

7. 連絡事項

- (1) 令和4年度農林関係税制改正要望について
- (2) 行事予定について
- (3) その他

8. 閉 会

終了

午後3時35分